

Q 甥が就職、身元保証人になったが……

甥が就職した際、「就職先に提出するため身元保証人になってほしい」と頼まれ、身元保証契約書にサインしました。万が一、甥が職場で何らかの不幸を起した場合は、私が全責任を負わなくてはならないのでしょうか。

法律 相談室

身元保証に関しては、「身元保証ニ関スル法律」で定められています。

同法によると、身元保証契約とは、労働者の行為によって会社が損害を被った場合、その損害を賠償することを約束する趣旨の契約をいいます。そのた

えることはできません。契約を更新することは可能ですが、その場合も有効期間は5年を超えられません。

なお、自動更新条項については無効と判断している裁判例もあります。そして、身元保証契約が有

程度の注意を払ったか④労働者の業務または身上の変化⑤その他一切の事情を総合考慮して裁判所が損害額を定める——としてい

ます。以上のように、仮に会社から損害賠償請求されてしまった場合、まずは

契約期間と文言、確認を

め、契約書には「本人の身元を保証します」という抽象的記載では足りず、損害を賠償する趣旨が分かる程度に具体的な記載が必要です。

また、身元保証の契約期間は原則として契約締結から3年間に制限され、期間を延ばす場合にも5年を超

効だとしても、身元保証人が全責任を負うとは限りません。

法律では、身元保証人の責任が過大になるのを防ぐ趣旨から①労働者の監督に関する会社側の過失②身元保証契約を結ぶに至った事情③身元保証契約を結ぶにあたって身元保証人がどの

契約書の文言と契約期間を確認してください。最終的に身元保証人がどの程度の責任を負うのかは、

会社側との協議または裁判所の判断によって、事実ごとの個別事情を踏まえて決められることとなります。

(回答〓牧成明弁護士)



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」

県弁護士会所属の弁護士が、皆様の法律のお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8431、松戸047・366・1211、京葉047・431・7775）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。